

令和3年

第 8 回 三戸町農業委員会総会議事録

令和3年8月10日(火) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 午後2時0分 から 午後2時30分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 9名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	新田 豊
委員	1番	野中 京子
委員		番
委員		番
委員	4番	沼邊 義雄
委員		番
委員	6番	中澤 隆浩
委員	7番	上野 敏昭
委員		番
委員	9番	照井 秀美
委員	10番	山下 正一
委員	11番	戸花 進
委員		番

4. 欠席委員 5名

委員	2番	松本 誠子
委員	3番	佐々木 俊一
委員	5番	神谷 陽一
委員	8番	老久保まゆみ
委員	12番	一ノ渡 重義

5. 現地調査報告 4名

推進委員	17	水梨 敏晴
推進委員	18	平 敏美
推進委員	19	袴田 善行
推進委員	20	藤澤 寿樹

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第20号 農地法の適用外証明について
第4	議案第21号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第5	議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	極檀 浩
次長	松崎 達雄
主幹	平谷 賢一

8. 議事録署名委員

委員	10番	山下 正一
委員	11番	戸花 進

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
13番新田委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和3年第8回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
10番山下委員、11番戸花委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本日の会議は、1日とすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案20号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第20号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第20号について補足説明いたします。

本案は、農地法適用外証明関係事務処理要領に基づく申請です。

申請地は、所有者の親が昭和52年に自宅及び小屋を建築して以降、宅地として使用されてきたことから、実情に合わせたものに是正するものとして、申請があったものです。

昭和52年の航空写真で家屋が撮影されており、また、税務課の固定資産台帳において昭和52年に建設されたものとして登録されていることから、農地以外となってから20年以上の長年月を経過した土地であることが確認されております。また、この間、周辺の営農に影響のある問題が出ていないことから、農地法の適用外と判断されるものです。

議長

農地法の適用外証明に係る現地調査について、藤澤推進委員から報告をお願いします。

藤澤
推進委員

現地調査について報告いたします。

8月3日午前9時から、私と平推進委員、袴田推進委員及び事務局職員で現地調査を行いました。

番号4は、所有者の親が、昭和52年から自宅及び小屋として使用しており、実情に合わせたものに是正するため申請したとのことです。

申請地の周辺は、道路及び宅地であり、大部分が所有者の土地と隣接しております。また、一部、他の所有者の土地と接している部分は、境界木により、境界もはっきりとしているため、問題ないものと見てまいりました。

以上、報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第20号を採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

議長

日程第4 議案21号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第21号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第21号について補足説明いたします。

本案は、申請者が加齢により、所有する全ての農地を維持していくことが困難となったことから、土地の有効活用のため、中央公民館付近の土地に共同住宅を建設するものとして、転用の申請があったものです。

申請地は周辺の道路、宅地、畑から低い土地となっており、擁壁などの構造物により境界が明確となっています。雨水は敷地内処理、汚水は公共下水道で処理し、敷地外周にフェンスを設置するため、周辺農地への影響はないと考えられます。

立地基準としては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域である「第1種住居地域」に指定されているため、第3種農地と判断いたしました。

一般基準では、資金面、周辺への悪影響等も無いと考えられるため、許可相当であると判断されます。

議長

農地法第4条の許可申請に係る現地調査について、水梨推進委員から報告をお願いします。

水梨
推進委員

現地調査について報告いたします。

8月3日午前10時から、私と武士沢推進委員及び事務局職員で、当事者立ち会いのもと、現地調査を行いました。

番号1ですが、申請地は、中央公民館付近の土地です。

申請者が加齢により、全ての農地を維持していくことが困難となったことから、土地の有効活用により、協同住宅を建設するため、転用の申請をしたものです。

申請地は、擁壁などの構造物により境界が明確となっており、また、周辺の農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、農地転用はやむを得ないと見てまいりました。

以上、報告します。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第21号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

議長

日程第5 議案22号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第22号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第22号について補足説明いたします。

本案は、農地中間管理機構が実施する農地の貸借に関わる農用地利用集積計画を審議、決定いただくもので、貸し渡し人、中間管理機構及び借り受け人の貸借を一括で行うものとなっています。

新規就農するため親から子が農地を使用貸借するものであります。

議長

それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第22号を採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。

議長 これをもちまして、令和3年第8回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

令和3年8月10日(火)

議長 梅田 晃
会長 14 番

Ⓔ

会議録署名者 山下 正一
委員 10 番

Ⓔ

会議録署名者 戸花 進
委員 11 番

Ⓔ